

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和6年9月19日（木） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・
有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・白井主査
8. 協議事項
 1. 9月定例会本会議（9月13日）から付託された事件（議案3件）
 2. 閉会中の所管事務調査事項について
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時15分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年9月19日

総務産業常任委員長

田村大治郎

記録調製者

白井陽子

田村委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員9人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようにお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案3件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第15号「三隅町霊柩車条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

三隅支所長 おはようございます。議案第15号「三隅町霊柩車条例を廃止する条例」につきましては、議案参考資料4ページのとおりであり、特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田中委員 おはようございます。先日、定例会のほうで林議員が質問されたと思うんですけども、改めまして今回この条例改正になりまして、この事業廃止になることについて、市民の方、自治会総会では意見はなかったという答弁があったんですけども、ほか一部のところで、どこかで何か問い合わせなりということがなかったのかを確認させていただきます。

三隅支所長 本年4月19日に三隅地区自治会連絡協議会定期総会の場において、今年度をもって霊柩車を廃止する旨の手続きを開始するということを説明しております。意見を伺いましたところ、定期総会の場では特に意見はございませんでした。その後、本日までに廃止期日の確認が1件あったのみとなっております。

田中委員 廃止する日にちは今年度末っていうことでよろしいでしょうか。

三隅支所長 そのとおりでございます。

田中委員 では、この事業が廃止されたら、関わってらっしゃる職員さんがいらっしゃると思うんですけども、この方たちの処遇っていうのはどうなるんでしょうか、お伺いします。

三隅支所長 霊柩車の運転業務につきましては、市が直営で行っております、ごみ収集業務の会計年度任用職員 4 名が輪番で当たっております。ごみ収集業務との調整を図りながら運転業務を行っておりますが、廃止となった以降も引き続きごみ収集業務を行っていただくことになります。

田中委員 事業廃止後、この車両っていうのはどういうふうに扱われるのか、お伺いします。

三隅支所長 この霊柩車が 26 年経過した車両であり、ご遺体の運送という特殊な使用形態であることから、引き合いがあるかどうかはちょっとわかりませんが、入札により売却を検討、予定しております。

田中委員 この事業、車も随分古くなってらっしゃるんですけども、じゃあ実際に廃止しようっていうふうな検討みたいなことが始まったのっていうのは、大体どういう段取りでここに至ってるのかなっていう、ご説明ができればお願いします。

三隅支所長 先の林議員の質疑に答弁しておりますが、近年の霊柩車の利用状況が 10 年前と比べて火葬形態の変化により 4 分の 1 程度に減少しているというところと、1 番大きいのが、車両が 26 年経過して老朽化が著しいと。今までに車が故障して動かなくなったという大きな不具合は今まではございませんが、突発的な故障が発生した場合に、もう 26 年経過しているということで、部品の調達が困難であるということが 1 番大きいです。葬儀中に止まってしまう事態も否定できないというところから、今後霊柩車についてはもう維持していくことが困難であるというところで、昨年度から内部協議を行いながら、次年度予算への対応、それから廃止することのアナウンス等の時期を考慮した中で、今回 9 月議会で議案を上程すると判断したものです。

田中委員 私から最後です。一応確認なんですけれども、今までこの事業、年間どのぐらいの予算をこの霊柩車を動かすのに使われていたのか、もしおわかりになればお願いします。

三隅支所長 霊柩車の維持管理に要する費用、経費についてでございます。令和 5 年度の実績で申し上げますが、土、日、祝日に運転業務があった場合、会計年度任用職員の時間外勤務手当、それからガソリン代、車検整備費用、自賠責保険料等、合計で 17 万 8,240 円を支出しております。

早川委員 この間の林議員の答弁の中に、使われてる方たち、今 4 分の 1 ぐらいになってるっておっしゃってるんですけど、件数からしたら 20 件強の方達がずっと使われてきてるんですけども、この方達、総会とかっていうのはやっぱり自治会長とか、皆さん使われてない方が多いかと思うんですけど、今まで使われてる方っていうのは、どういう方というか、どういう理由で使われてたかっていうのは聞き取りされてますでしょうか。

三隅支所長 もう昭和 44 年 3 月から実施しておる事業ということで、霊柩車を使って、昔はほとんど 90 パーセント以上の方が霊柩車を使われておりました。そういった使うこだわりを持っていらっしゃる方もおられるとは思っております。近年は葬儀形態の変化により、市内の会館でされとか、自宅やお寺で火葬されたとしても葬儀のプランの中に霊柩車の利用料金が含まれているということで、現在においては、自宅でされたとしても霊柩車を使われないケースが増えてきております。

早川委員 そういうご回答を前回も聞いたんですけれども、それでも 20 件、昨年度はあるわけじゃないですか。この方たちが、例えばもうこの三隅地区の霊柩車が使えないことでっていうことは、やっぱりもう民間の方のほうにお願いするっていう形でしかもうなくなるわけじゃないですか。その聞き取りとかっていうのはされてないんですか。

三隅支所長 ちょっと葬儀という特殊な事情がございますので、聞き取りはしております。

早川委員 多分、聞かされてびっくりされる方はたくさん——三隅地区ってそういうなんか三隅地区のっていう意識の高い方が多くいらっしゃるんで、びっくりされると思うんですけれども、そこはやはり前回もありましたけれども、周知っていうところで皆さんにアナウンスがしっかり行き届くようにしていただけたらと思います。お願いします。

三隅支所長 議決いただきましたら、12 月にも自治会長集会が予定されております。その場でまた説明するとともに、市の広報、ホームページ、あと三隅には「みすみ公民館こうほう」という各戸に配布される広報がございます。そこでも周知を考えております。

重村委員 この事業っていうのは、私も議員にならしていただいて合併直後に、旧三隅町の地区では、こういう住民サービスの 1 つとしてこういう事業があるということで、三隅町の方は「いや、廃止せんでくれよ」という声はたくさん私の耳に届いてた気がします。だけど、ある一面から見ると 1 市 3 町が合併したときに、旧三隅町にはそういうサービスがあると。だけどほかの地区ではもちろん今までもやってなかったし、サービスが受けられない。これ昔で言うと、三隅町内だけしか走る許可をいただいてないということで。私も議員させていただいて、例えば車の車検時とかで判断する、ここで止めようか、このサービスを。ここで止めようかっていう、判断は何度か執行部側としてはあったと思うんですよ。それでこの度、社会情勢であるとか今の葬儀の状況とかいうのも鑑みて、車両も古いということで諸条件が整ったところで、ここで旧三隅町時代から引き継いできたこの事業というのを廃止しようという方向で行政は考えられたと思うんですね。本当は 1 市 3 町が合併すると、議会側から見ると、あ

る地区だけ特殊なサービスが、例えばごみでも今まだ残ってますけど、そういうのは平準化していかないといけないんじゃないかというような議論も議会の中で何度かあったわけですね。その中で、ここまで伸ばしてきて、今回止めるということに至ったと思います。そんな中で、この事業が旧三隅町の地区の方たちにどんな貢献をして、この事業廃止に伴ってどのような見解を持たれてるかということだけ確認をして終わりたいというふうに思います。

三隅支所長 三隅地区では長く続いて参りました霊柩車運行業務でございます。人間の死というご遺族や関係者にとって大変重い出来事に寄り添った事業であると、私も三隅出身の者として考えております。しかしながら、霊柩車がもう26年経って、もう古く、いつ止まってもおかしくないという状況の中で、葬儀のご遺族の方にご迷惑をかけることはあってはならないと考えております。霊柩車自体が民間で提供されているサービスということもありまして、現行の状況から、霊柩車の廃止につきましては十分役割を果たしたんじゃないかと考えておるところでございます。

早川委員 さっき聞き忘れたんですけど、先ほどの答弁の中で、いつ止まってもおかしくない、部品の調達が困難っていうことなんですけど、いつ止まってもっていうことは、明日止まっても、今日止まっても、わからないじゃないですか。それは、その後のケアっていうのは、急にそうなるだろうっていうのはもうわかってると思うので、そのケアっていうのは今されてるんでしょうか。

三隅支所長 いつ止まってもおかしくないとは申し上げましたけど、特に今のところ大きな不具合等はまだ出ておりません。定期的に車検等も受けておりますし、運行前には必ず目視ですけど車両点検を行いつつ、安全運転と丁寧な操作に心がけて運転するよう、運転する者にも指示をしておるところでございます。仮に止まってしまった場合においては、この霊柩車で認可を受けている関係上、ちょっと代用するっていうことはもう利かなくなりますので、もし仮に止まってしまったら、もう休止するということになろうかと思います。

早川委員 もし止まった場合は、多分お答えで、どこかの業者さんとか近くの方たちに協力してくださいということはあるのかなと思って質問したんですけども、そういうことはどうなんですか。

三隅支所長 霊柩車自体が遺体を搬送するというライセンス事業でございます。誰もかれもできることではございませんので、もし止まってしまった場合は、市内の葬儀をされておる業者の霊柩車をお願いするようになろうかと思います。

重廣委員 この条例、廃止ですね。先ほど重村委員のほうからもありましたが、やっと出てきたかという感じでございます。合併して20年ですね。三隅地区だけこういうサービスがあると、ちょっと不平等ではないかという議論がかなりあったわけですが、それでその廃止される理由として、10年前から4分

の1になったと。約20件ぐらいになったという理由と、車が老朽化したという理由で廃止が決められたと。この3月いっぱいですよ。伺いたいのは、今の車が車検がいつで、何kmぐらい走行されているか。何年式の車を今利用されているのか、それを伺いたいと思います。

三隅支所長 霊柩車につきましては、平成9年12月に導入、購入した車両でございます。走行距離につきましては、今年の3月31日時点でございますが、2万2,056km走行しております。ちなみに、令和5年度の年間走行距離は318kmでございます。

重廣委員 当然、20年近く経った車で、ただ走行距離も少ないと。特殊、特別な利用目的で利用していたから、なかなかオークションにかけても売れないかもしれないとかありましたけど、走行距離がわずかでございますので、ぜひ高額で下取りしていただいたらいいのではないかと。先ほど、年間の維持費、必要経費等で17万円ぐらいと言われましたよね。それが0になるわけですから。なおかつその車、やはりマニアとして欲しいという方もおられるかもしれませんので、ぜひ下取りのほうに力を入れていただきたい。来年の3月31日以降はもう廃止するという考えでよろしいんですね。

三隅支所長 委員の言われるとおり、3月末をもって廃止でございます。

田村委員長 他にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第15号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）他にご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:49 —

— 再開 9:50 —

田村委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第4号「令和6年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見

もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機願います。

— 休憩 9:51 —

— 再開 9:52 —

田村委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、議案第 13 号「長門市文化会館条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 市長の提案説明のとおりでございまして、補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田中委員 この条例なんですけれども、ラポールゆやの指定管理を出すために条例を改正されるというふうな認識でよろしいでしょうか、まず確認させてください。

スポーツ文化交流課長 田中委員が言われるとおりでございます。

田中委員 では、この指定管理にラポールゆやを出すということなんですけれども、今回条例改正をされた後、どういった流れで指定管理に出される予定、予定と言うか、プランニングはどういうふうになっているのか、お伺いします。

スポーツ文化交流課長 条例が議決された後につきましては、速やかに公募させていただきながら、公募団体が出れば、選定委員会にかけながら指定管理者を決定していきたいというふうに思っております。

田中委員 今、執行部のほうでは、その公募者があればとおっしゃいましたが、候補者がある見込み、どこかの団体とかそういうものを大体思い当たっていらっしゃるのでしょうか。

スポーツ文化交流課長 まだ議案を提出させていただいているところでございますので、担当課からは具体的なアプローチはまだどちらの団体にも行っていない状況でございます。

田中委員 令和 3 年度、令和 4 年度と、各いろいろな市内の文化施設が指定管理に変更されていったと思います。香月泰男美術館、それから村田清風記念館だとか、あと金子みすゞ記念館、くじら資料館、それぞれ、そのときのご説明は観光の資源となるんだと。この施設が一体となって長門市の観光をもっと盛り上げていくとともに、その文化に対してもっと良い状況を生んでいくんだと

たいな、上手に言えないんですけども、そういったご説明があったと思うんです。今回はラポールゆやなんですけれども、このラポールゆやというのは、観光客の方とか外部の方というよりは、市民の利用というのが私の感覚では非常に多い場所だというふうに感じているんですが、ここを指定管理にする理由というのはどういう理由なんですか。

観光スポーツ文化部長 ご案内のとおり、長門は文化の拠点施設は、合併後ルネッサながとがあって、ラポールゆやがあって、やっぱり 2 つの文化の拠点がありました。ルネッサながとはご案内のとおり、文化振興財団さんが今運営をされていて、やっぱり民間のノウハウを入れて、やはり民間の力で文化を発展させるというような思いの中で、この 20 年間しっかりやってこられました。やはりもう一方の文化拠点は、いずれかはということで、議論はずっとあったと思うんです。ただ、なかなかそのタイミングというのは、いつかっていうのはなかなかずっと議論があった中でもなかったと思うんですけども、やっぱり片方のルネッサのほうでそういう民間事業をやられてて、やっぱりラポールのほうもそういうノウハウとかそういうのを活用されて、もっと活性化したほうが市民の方にもよりやっぱり受益があるというか、利益があるというような判断で今、話を進めているところでございます。

田中委員 今のお話ですと、まあまあ、いずれはということで、ずっとあったものだという話ですけども、じゃあなぜ今このタイミングなのか、お伺いします。

観光スポーツ文化部長 今ということではなくて、いつでもいいんでしょうけれども、やっぱりさっき言った、やっぱりいつのタイミングがというのは、合併後いろいろずっと議論が進んできて、今のタイミングで、ということで条例は出させていただいております。

田中委員 これ、私の憶測なので、そのことにはお答えにならなくてもいいんですけど、私はこれ、文化振興財団がルネッサと同じく指定管理者に入っていくんだろうなというふうに想定してるんですけども、今おっしゃったように、ルネッサと同じようにそのノウハウを持ってくるっておっしゃったってことはそういうことなんだろうなと私は思ったんです。観光スポーツ文化部長おっしゃいましたからね。ルネッサで培ったノウハウをっておっしゃったので、まあまあそういう想定があるのかなと、私は勝手に邪推します。そういった中で、じゃあ、今私はこう思ったんです。油谷支所が建ちましたと。それに伴って保健福祉センターが空きましたと。市長は常々公民館施設にするんだっておっしゃってた。そこに公民館が移る、このタイミングなんだろうなっていうふうに私は勝手に思ったんです。これは私の推論なので違うかもしれません。じゃあでも、今まだ公民館施設はラポールにあるわけですよね。これはどうされるん

ですか。今後、もし、指定管理者が入ったとしたら。

スポーツ文化交流課長 油谷地区の公共施設の再編に合わせまして、現在、委員おっしゃるとおり、ラポールゆやの中には公民館機能とラポールゆや文化施設等機能が併存というか一緒になっております。再編に合わせまして、公民館機能につきましては油谷保健福祉センターのほうに移転するということで準備は進めているところでございます。なので、ラポールは文化施設としての機能をより充実させていきたいというふうには考えております。

田中委員 じゃあ、今その公民館施設を使って、公民館の機能で、現在いろんな企画をされていたり、いろんな市民の方が活用されていると思うんですけども、その部分は指定管理者の手を離れていくっていう考え方なんですか。

観光スポーツ文化部長 組織の縦割りのことは言いたくはないんですけども、なかなかその組み込みのところまでは、今他部のほうで協議をしておりますので、我々のところには聞こえてきませんが、そこはやっぱ市民の方にはご迷惑をかけないようにしっかりしていかなければいけないというのは間違いないと思います。

田中委員 では、話戻りますけれども、今現在、ラポールゆやには職員さんがいらっしゃると思います。この職員さんは、もし指定管理が入った場合はどうされるんですか。

スポーツ文化交流課長 現在のラポールゆやの職員体制ということにはなりますけれども、ラポールゆやの職員体制としましては、先ほども言いました公民館機能も併せ持っておりますので、併任辞令としての館長が 1 名、それと館長補佐が 1 名、それと専任の会計年度任用職員の方が 2 名ほどで、ラポールゆやとしての運営を行っております。ご質問の指定管理になればっていうところになりますと、そもそも論で言うと、職場がなくなるということになりますので、他部署への異動ということになるかなというふうには思っております。

田中委員 今、会計年度任用職員さんは専門にそこに配属されてるってことなんですけど、この会計年度任用職員さんも、ちゃんと市役所の職員として、職がなくなっていくってことはお約束できるというか、大丈夫なんですか。

スポーツ文化交流課長 全体的な会計年度任用職員の任用というところになりますので、担当課としてはちょっと答えにくいところはありますけれども、やはり他部署への異動を希望される場合は、その気持ちは大事にというか、汲み取っていく必要はあるかなというふうに思います。

田中委員 公民館機能のことは他部署になるのでっておっしゃってたんですけども、公民館の活動をラポールゆやで発表の場として今までされて、それに伴った多分料金とか、いろんな市民にとっては都合がいいシステムがあったと思うんですけど、これは今後どうなるんですか。

スポーツ文化交流課長 公民館の生涯学習の発表の場として、貸館として利用される場合につきましては、これまでどおりの料金体系でさせていただければというふうには考えております。

田中委員 もう 1 つ、図書館機能が入っております。この図書館機能はどうされるんですか。

スポーツ文化交流課長 図書館の機能につきましては、教育委員会とお話をさせていただいておるところではございますけれども、基本的に建物の管理者としては変わりますけれども、これまでどおり市立図書館ゆや分館として、教育委員会のほうから職員を派遣しながら図書館の運営をされるというふうに思っております。

田中委員 じゃあそのラポールゆやなんですけれども、かなり経年劣化で照明であったりとか舞台装置のいろいろなものに不具合が出るか出ないか、出てないにしろ、かなり経年劣化があるんじゃないかという声が私ちょっと伺ったことあるんですけども、これに関しては市が責任を持って修理をして指定管理に出されるんですか。その辺はどうなんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 ご指摘のとおり、建築当時からの設備等々もございまして、経年劣化でだいぶ傷んでいるというか更新が必要な機器というのもございます。指定管理に出す前というわけではなくて、そこはリスク分担しながら、しっかり市が責任を持って更新をかけるものについては、指定管理でやることではなくて、市の施設ですので、そこは市がリスク分担に応じた形で修繕なり更新なりはしていきたいというふうに思っております。

重廣委員 私は 1 点だけ、文化会館の条例改正ということで、指定管理者制度、指定管理ができるようにするという条例改正。だから、先ほど田中委員が言われるように、もう概ねどこか指定管理される、受けられるっていうのが決まって、そういう要望があるからするのではなくて、条例上で一応指定管理ができますよという条例変更をするという内容ですよ、これは。ですから、その指定管理者がはっきり決まったときにまた詳しいことを聞くということはしたいと思います。それで 1 点。この条例変更したことによって、影響ないって言われると思うんですが、市民への影響。条例が変わりました、ここは指定管理できる施設に変わりましたと。でも、来年か再来年か、いつから指定管理をするかわかりませんという状況なんですよ。ですから、条例を変更したことによって今利用されている市民等への影響があるかないかだけを伺いたいと思います。

スポーツ文化交流課長 ラポールゆやの利用者ということになりますけれども、公民館機能を併せ持っておりますことから、社会教育関係団体の定期利用、スポット的な貸館利用者、先ほどありました図書館の利用者の方がいらっしゃる

かなというふうに思います。現在、社会教育関係団体への説明については、教育委員会のほうで施設が変わりますよというご説明をされているかというふうに思います。あと、図書館とスポット的な貸館の方につきましては、管理者が変わったとしても、利用者から見れば大きな変更はない、変更があつてはいけないというふうに思っておりますので、今現在の体制、窓口体制と言いますか、そういったところはしっかり維持をしていく必要があると思っておりますので、影響ないというふうには考えております。

重廣委員 私も条例改正だけでは市民への直接影響はないであろうと思っております。これから指定管理される団体を公募をかけて探されて指定してもらうかどうかというのは決定されるんだろうと思いますけど、ぜひ全体の経費として、指定管理するわけですから、民間のノウハウを云々とよく言われますけど、経費が今よりも下がるように、そういう団体に指定管理をするように、課として努力をしていただきたいという、お願いだけ申し上げておきます。

スポーツ文化交流課長 今委員ご指摘のところをしっかりと考慮しながら進めていきたいというふうに思います。

西村委員 ちょっとお伺いいたしますが、開館時間を 8 時 30 分から 22 時までとなっておりますが、これは図書館もこの時間開いてると考えてよろしいのでしょうか。

ラポールゆや館長補佐 図書館の開館時間につきましては、平日が午前 9 時から午後 6 時まで、土曜、日曜に関しましては 9 時から 17 時までの開館時間となっております。

田村委員長 西村委員、条例の変更に関係ある内容でお願いします。

西村委員 わかりました。指定管理者が決まったら、開館時間とか閉館時間は指定管理者に任せるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

スポーツ文化交流課長 開館時間等については、この度規則で定めていたものを条例ということで決めさせていただいております。開館時間につきましては第 5 条第 2 項によりまして、特に必要が認めるときは変更することができるということが明記されておりますので、そういった活用をしながら柔軟な対応もできるかなというふうに思っております。

重村委員 1 点だけ。指定管理者制度を導入できる状況に条例上は持っていっておくというのが今回の改正だと思います。先のことを言うのもあれですけど、この時期に条例改正するということは、大概 12 月に指定管理者の議案が上程されて。順調に行けばですよ。行政としては、この時期に条例を整備して、最短で来年度からの指定管理ができる。指定管理者をこの後公募して、この管理者にお願いしようというような条件が整えば、来年度からはそういう状況になると。最短ですよ。そのような認識で今、条例改正をしてるかどうか、その点

だけ確認をお願いします。

スポーツ文化交流課長 委員ご案内のとおり、最短で行けば来年度から指定管理ができるスケジュールで、この 9 月議会で条例変更をさせていただいております。

田中委員 油谷こどもミュージカルのことで確認なんですけども、先ほど発表の場、公民館の発表の場っていうのは今までどおりっておっしゃってたんですけども、この油谷のミュージカルもやはり市からもお金、助成が出ていると思いますし、お母さんたちが手作りで、あそこで衣装を作ったり、展示されたり、あそこでレッスンをしたりっていうことで、かなり活用されてると思うんですけども、その辺はどういったふうに、指定管理になってしまうと何か変更はない、今までどおりでいく感じでしょうか。

田村委員長 利用者につきましては条例の変更とあまり関係がないかもしれませんが、お答えがあれば答弁をお願いします。

スポーツ文化交流課長 施設の運営という部分で影響があるかなというふうに考えておりますので、油谷こどもミュージカルにつきましては、地域文化育成事業実行委員会として、委員おっしゃるとおり、市が補助金として出しながら実施していただいております。もし指定管理になったとしたら、事業費を指定管理料と補助金ということで、別立てでお出しすることが難しいですので、指定管理料の中に含める形の中で、事業費を含めて、油谷こどもミュージカルが継続できるような体制は続けるとともに、しっかり支援をしていきたいというふうに考えております。

田村委員長 他にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見ないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 14 —

— 再開 10 : 14 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、「所管事務調査報告について」を議題とします。お諮りします。本委員会の所管事務調査のうち「長門

市地域公共交通」に関する事項の調査結果について、議長に報告したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。内容につきましては、後ほど協議会を開いて皆様にお示しをしたいと思います。よって、議長に報告することに決定しました。なお、ただ今議決されました調査報告書について、字句その他の整理を要するものについては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よって、字句その他の整理は、委員長に一任することに決定しました。これで総務産業常任委員会を散会します。どなたもお疲れさまでした。

— 閉会 10 : 15 —